

◎ 国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表  
○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（債券オプション）	（債券オプション）	（債券オプション）
第十条 法第二十六条第五号の政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。	第十条 法第二十六条第五号の政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。	第十条 法第二十六条第五号の政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。
一 金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）において行われる債券（標準物を含む。以下この条において同じ。）の売買契約に関する権利であつて、当該金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該売買契約を成立させることができるもの	一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利	一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができるもの
二 外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）において行われる債券の売買契約に関する権利であつて、前号に掲げる権利と類似のもの	（新設）	（新設）
三 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる債券の売買契約に関する権利であつて、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該売買契約を成立させることができるもの		

四 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るもの）を除く。）

（デリバティブ取引）

第十二条 法第二十六条第八号の政令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げる取引とする。

一 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場のデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るものの  
イ 金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）  
ロ 金融商品取引法第二条第二十一項第三号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引（上場投資信託証券等の売買に係るものに限る。）  
ハ 金融商品取引法第二条第二十一項第三号（同号口に係る部分に限る。）に掲げる取引（イ若しく

二 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るもの）を除く。）

（デリバティブ取引）

第十二条 法第二十六条第八号の政令で定めるデリバティブ取引は、金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

はニに掲げる取引又はイに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。)

二 金融商品取引法第二条第二十二条第五号に掲げる取引（金銭債権の利率等に基づくものに限る。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十二条第五号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引

二 金融商品取引法第二条第二十二条第五号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るもの

イ 金融商品取引法第二条第二十二条第五号に掲げる取引（同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ロ 金融商品取引法第二条第二十二条第五号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引（上場投資信託証券等の売買に係るものに限る。）

ハ 金融商品取引法第二条第二十二条第五号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる取引（イ又はホに掲げる取引に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第二条第二十二条第五号に掲げる取引（同号の数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十二条第五号に掲げる取引（金銭債権の利率等に基づくものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

)

八 金融商品取引法第二条第二十二項第六号（同号）  
イに係る部分に限る。)に掲げる取引

三 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国  
市場デリバティブ取引のうち、第一号に掲げる取引  
と類似のもの

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、  
当該各号に定めるところによる。

一 株式指標 有価証券等（金融商品取引法第二条第  
一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定によ  
り有価証券とみなされるものをいう。）のうち株式  
に係るもの の価格又は利率等に基づき算出され  
る数値をいう。

二 金利指標 金銭債権の利率等及びこれに基づき算  
出される数値をいう。

三 上場投資信託証券等 金融商品取引法第二条第一  
項第十号又は第十一号に掲げるもののうち、金融商  
品取引所又はこれに類するもので外国の法令に基づ  
き設立されたものに上場されているものをいう。

四 金融商品取引所 金融商品取引法第二条第十六項  
に規定する金融商品取引所をいう。

五 金銭債権 金融商品取引法第二条第二十四項第二  
号に掲げるものをいう。

六 利率等 金融商品取引法第二条第二十一項第四号  
に規定する利率等をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

